



兵庫労働局発表
平成27年5月28日

担当	兵庫労働局労働基準部監督課
	課長 倉本 幸一郎
	主任監察監督官 白水 千雄
	電話 078(367)9151
	FAX 078(367)9165

平成26年定期監督等の概要を公表

～兵庫県内の監督実施事業場で7割を超える法違反～

兵庫労働局（局長 中山明広）では、このたび、管内の労働基準監督署が平成26年に実施した定期監督等の概要について取りまとめましたので、お知らせします。

兵庫労働局及び管下労働基準監督署は「労働者が安心して働くことのできる職場環境」を目指し、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止、労働災害の防止等を重点として、積極的に監督指導等を実施する方針ですが、長時間労働に係る労働基準法違反の防止を徹底し、企業における自主的な改善を促すため、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合、兵庫労働局長が経営トップに対して、全社的な早期是正について指導し、その事実を公表することにしました。（平成27年5月18日より開始）

なお、重大又は悪質な事案に対しては、これを看過することなく司法警察権限を行使し、送検結果を公表しています。

◎ 定期監督等の概要

実施件数 4,763件、違反事業場 3,729件、違反率 78.3%

《主要な違反内容》

○ 労働基準法関係

- ① 労働時間 26.8%
- ② 割増賃金 17.2%
- ③ 労働条件明示 13.4%
- ④ 就業規則 13.0%

○ 安全衛生法関係

- ① 健康診断 17.4%
- ② 安全基準 15.4%
- ③ 安全衛生管理体制 10.3%

◎ 送検実績

送致件数 48件

《送検実績の内訳》

- ① 死亡・重大災害 18件
- ② 労災かくし 12件
- ③ 定期賃金の不払 9件
- ④ その他 9件

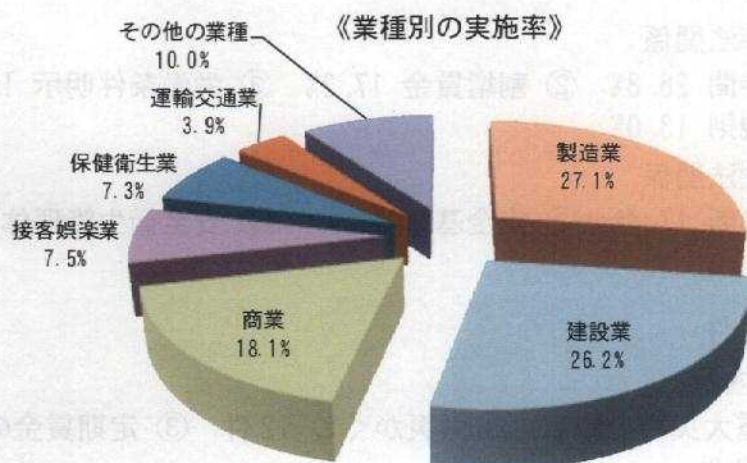
- ・「定期監督等」とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のことをいいます。
- ・監督とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

1 定期監督等の実施状況

(1) 業種別の内訳

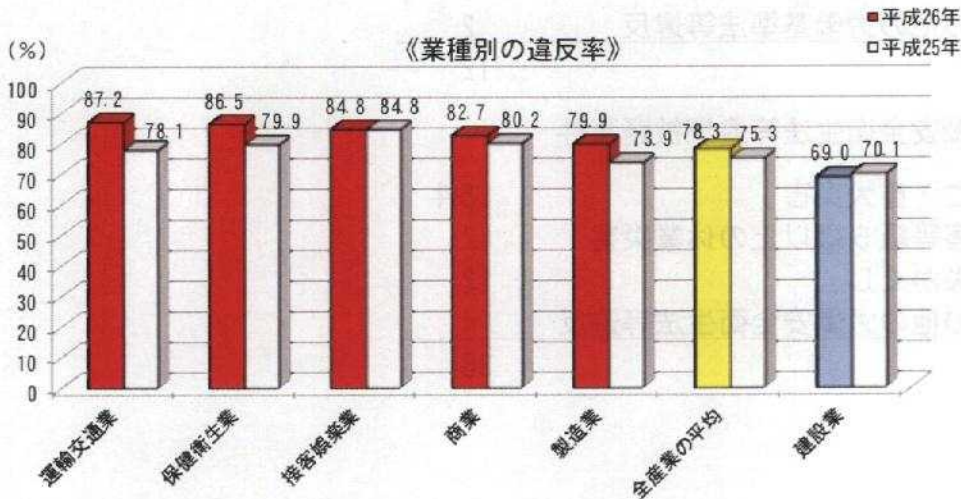
ア 実施件数、実施率

製造業	1,291 件	27.1 %
建設業	1,248	26.2
商業	860	18.1
接客娯楽業	355	7.5
保健衛生業	347	7.3
運輸交通業	188	3.9
その他の業種	474	10.0
計	4,763	100.0



※ 円グラフのデータラベルは、全産業に占める割合を表示。

イ 違反率	
運輸交通業	87.2%
保健衛生業	86.5%
接客娯楽業	84.8%
商業（卸売業、小売業等）	82.7%
製造業	79.9%
建設業	69.0%



■ 平成26年（棒グラフのデータ系列：赤・黄・青）
 赤：全産業平均の違反率を上回る業種
 黄：全産業平均
 青：全産業平均の違反率を下回る業種
 □ 平成25年（棒グラフのデータ系列：無色）

(2) 主要な違反事項

ア 一般労働条件関係

労働時間に関する違反（労基法32条違反）	1,275件（26.8%）
割増賃金に関する違反（労基法37条違反）	821件（17.2%）
労働条件の明示に関する違反（労基法15条違反）	639件（13.4%）
就業規則の作成等に関する違反（労基法89条違反）	619件（13.0%）

イ 安全衛生関係

健康診断に係る違反（法第66条）	829件（17.4%）
機械・設備等の危険防止措置に関する 安全基準に係る違反（法第20条～第25条）	735件（15.4%）

【業種別の健康診断に係る違反状況】

製造業	255件／違反率 19.8%
建設業	22件／違反率 1.8%
商業	226件／違反率 26.3%
接客娯楽業	102件／違反率 28.7%
保健衛生業	97件／違反率 28.0%
運輸交通業	50件／違反率 26.6%

その他の業種 77件/違反率 16.2%

安全衛生管理体制に係る違反（法第10条～第19条） 489件（10.3%）
 定期自主検査に係る違反（法第45条） 239件（5.0%）

2 送検実績

(1) 労働基準法等違反被疑事件

労働時間（過重労働）	1件
賃金（定期賃金不払等）	9
その他の労働基準法等違反	2
計	12

(2) 労働安全衛生法等違反被疑事件

死亡・重大災害	18件
障害等級5級以上の休業災害	2
労災かくし	12
その他の労働安全衛生法等違反	4
計	36

平成26年定期監督等における違反件数・違反率（内訳）

《労働基準法等違反》

◎ 業種別主要条文の違反件数

	実施件数	違反件数				
		労働基準法				最低賃金法 (最賃効力)
		労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	
製造業	1,291	173	460	214	131	52
建設業	1,248	14	33	23	12	3
運輸交通業	188	28	90	30	42	5
貨物取扱業	30	6	10	3	4	0
商業	860	195	280	199	188	55
金融広告業	71	1	10	51	6	1
通信業	7	1	0	1	0	0
教育・研究業	69	13	22	15	9	3
保健衛生業	347	74	121	95	70	22
接客娯楽業	355	93	150	110	111	24
清掃・と畜業	59	12	24	11	9	1
上記以外	238	29	75	69	37	1
合計	4,763	639	1,275	821	619	167

◎ 業種別主要条文の違反率

	実施件数	違反率				
		労働基準法				最低賃金法 (最賃効力)
		労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	
製造業	1,291	13.4%	35.6%	16.6%	10.1%	4.0%
建設業	1,248	1.1%	2.6%	1.8%	1.0%	0.2%
運輸交通業	188	14.9%	47.9%	16.0%	22.3%	2.7%
貨物取扱業	30	20.0%	33.3%	10.0%	13.3%	0.0%
商業	860	22.7%	32.6%	23.1%	21.9%	6.4%
金融広告業	71	1.4%	14.1%	71.8%	8.5%	1.4%
通信業	7	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
教育・研究業	69	18.8%	31.9%	21.7%	13.0%	4.3%
保健衛生業	347	21.3%	34.9%	27.4%	20.2%	6.3%
接客娯楽業	355	26.2%	42.3%	31.0%	31.3%	6.8%
清掃・と畜業	59	20.3%	40.7%	18.6%	15.3%	1.7%
上記以外	238	12.2%	31.5%	29.0%	15.5%	0.4%
合計	4,763	13.4%	26.8%	17.2%	13.0%	3.5%

※ 上記「違反件数」欄の「最低賃金法(最賃効力)」は、兵庫県最低賃金額（平成26年1月1日～同年9月30日：761円、平成26年1月1日～同年9月30日：776円）以上の賃金を、最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払っていないもの。

《労働安全衛生法等違反》

◎ 業種別主要条文の違反件数

	実施件数	違反件数			
		安全衛生管理体制	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	1,291	246	238	182	253
建設業	1,248	56	428	30	22
運輸交通業	188	33	12	6	50
貨物取扱業	30	6	5	1	6
商業	860	33	24	8	226
金融広告業	71	3	0	1	7
通信業	7	1	0	0	0
教育・研究業	69	8	0	1	15
保健衛生業	347	37	1	0	97
接客娯楽業	355	21	1	1	102
清掃・と畜業	59	10	9	5	9
上記以外	238	35	17	4	42
合計	4,763	489	735	239	829

◎ 業種別主要条文の違反率

	実施件数	違反率			
		安全衛生管理体制	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	1,291	19.1%	18.4%	14.1%	19.6%
建設業	1,248	4.5%	34.3%	2.4%	1.8%
運輸交通業	188	17.6%	6.4%	3.2%	26.6%
貨物取扱業	30	20.0%	16.7%	3.3%	20.0%
商業	860	3.8%	2.8%	0.9%	26.3%
金融広告業	71	4.2%	0.0%	1.4%	9.9%
通信業	7	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
教育・研究業	69	11.6%	0.0%	1.4%	21.7%
保健衛生業	347	10.7%	0.3%	0.0%	28.0%
接客娯楽業	355	5.9%	0.3%	0.3%	28.7%
清掃・と畜業	59	16.9%	15.3%	8.5%	15.3%
上記以外	238	14.7%	7.1%	1.7%	17.6%
合計	4,763	10.3%	15.4%	5.0%	17.4%

※上記「違反件数」欄の「安全衛生管理体制」は、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任

過去5年間の定期監督等の推移

◎ 監督件数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
製造業	1,361	1,478	1,381	1,378	1,291
建設業	1,500	1,521	1,401	1,188	1,248
運輸交通業	200	205	287	247	188
貨物取扱業	44	37	26	50	30
商業	544	927	854	872	860
金融広告業	49	58	33	74	71
通信業	13	9	15	26	7
教育・研究業	105	66	48	122	69
保健衛生業	249	311	351	363	347
接客娯楽業	258	576	287	368	355
清掃・と畜業	61	56	38	84	59
上記以外	339	225	238	291	238
合計	4,710	5,460	4,944	5,037	4,763

◎ 違反率の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
製造業	75.0%	72.5%	74.1%	73.9%	79.9%
建設業	70.1%	70.0%	71.7%	70.1%	69.0%
運輸交通業	84.0%	76.6%	79.1%	78.1%	87.2%
貨物取扱業	77.3%	75.7%	65.4%	62.0%	73.3%
商業	82.2%	79.9%	79.3%	80.2%	82.7%
金融広告業	38.8%	79.3%	66.7%	66.2%	83.1%
通信業	53.8%	44.4%	46.7%	34.6%	42.9%
教育・研究業	74.3%	74.2%	79.2%	76.2%	76.8%
保健衛生業	89.6%	85.5%	77.8%	79.9%	86.5%
接客娯楽業	83.7%	85.1%	78.4%	85.1%	84.8%
清掃・と畜業	67.2%	66.1%	71.1%	82.1%	81.4%
上記以外	73.5%	70.4%	69.7%	72.7%	73.1%
合計	75.2%	75.2%	74.8%	75.3%	78.3%

送検実績の内訳

違反内容又は捜査の端緒		送致件数		
		平成26年	平成25年	増減
労働基準法等	労働時間（過重労働）	1	5	▲ 4
	割増賃金（賃金不払残業）	0	6	▲ 6
	賃金（定期賃金不払等）	9	0	9
	上記以外の違反	2	9	▲ 7
	小計	12	20	▲ 8
労働安全衛生法等	死亡・重大災害	18	19	▲ 1
	障害等級5級以上の休業災害	2	7	▲ 5
	労災かくし	12	1	11
	上記以外の違反	4	1	3
	小計	36	28	8
合計		48	48	0

業種	平成26年	平成25年	増減
建設業	12	15	▲ 3
製造業	10	12	▲ 2
サービス業	15	18	▲ 3
運輸業	8	10	▲ 2
農業	2	3	▲ 1
卸売業	1	2	▲ 1
小売業	1	2	▲ 1
情報通信業	1	2	▲ 1
電力・ガス・熱供給業	1	2	▲ 1
水道業	1	2	▲ 1
医療業	1	2	▲ 1
教育業	1	2	▲ 1
娯楽業	1	2	▲ 1
その他	1	2	▲ 1
合計	48	48	0

監督指導事例

事例 (食品製造業)	商品管理等を担当する労働者2名に月100時間を超える違法な時間外労働(最も長い労働者の時間外労働は月260時間)を行わせていたもの
監督指導において把握した事実 と 監督署の指導	
<p>1 労働基準監督官が労働時間管理等の労働関係書類を調査したところ、36協定の特別条項の特別延長時間である月80時間を超える時間外労働を労働者2名に行わせ、最も長い者で月260時間の時間外労働を行わせていた。</p>	
監督署の対応	<ul style="list-style-type: none">① 労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告② 特別条項付き36協定の適正な運用及び長時間労働の抑制を指導
<p>2 長時間労働の者に対する医師による面接指導制度はあるが、利用実績がなく、積極的な運用が求められると判断された。</p>	
監督署の対応	<ul style="list-style-type: none">○ 過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
<p>3 常時20名前後の労働者が事業場で働いているが、安全衛生推進者を選任していなかった。</p>	
監督署の対応	<ul style="list-style-type: none">○ 労働安全衛生法第12条の2(労働安全衛生規則第12条の3)違反を是正勧告

違法な長時間労働を繰り返している企業に対する指導・公表について

概要

長時間労働に係る労働基準法違反の防止を徹底し、企業における自主的な改善を促すため、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合、都道府県労働局長が経営トップに対して、全社的な早期是正について指導するとともに、その事実を公表する。

都道府県労働局長による指導・公表の対象とする基準

指導・公表の対象は、次のⅠ及びⅡのいずれにも当てはまる事案。

Ⅰ 「社会的に影響力の大きい企業」であること。

⇒ 具体的には、「複数の都道府県に事業場を有している企業」であって「中小企業に該当しないもの（※）」であること。

※ 中小企業基本法に規定する「中小企業者」に該当しない企業。

Ⅱ 「違法な長時間労働」が「相当数の労働者」に認められ、このような実態が「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」こと。

1 「違法な長時間労働」について

⇒ 具体的には、①労働時間、休日、割増賃金に係る労働基準法違反が認められ、かつ、②1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること。

2 「相当数の労働者」について

⇒ 具体的には、1箇所の事業場において、10人以上の労働者又は当該事業場の4分の1以上の労働者において、「違法な長時間労働」が認められること。

3 「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」について

⇒ 具体的には、概ね1年程度の期間に3箇所以上の事業場で「違法な長時間労働」が認められること。